

一般財団法人広島伝承技術振興センター 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島伝承技術振興センターという。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県安芸郡海田町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広島県内の国、県が指定した伝統的工芸品及び県が選定した地場産業産品に係る伝承技術等の振興・発展に資する事業を行い、もって地域地場産業の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地場産業に従事する技術者への助成金支給及び表彰に関する事業
- (2) 地場産業を伝承するための後継者育成に関する事業
- (3) 経営基盤の強化に関する事業
- (4) 関連技術・技能の調査研究に関する事業
- (5) 新製品・新技術の研究開発に関する事業
- (6) 需要開拓に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

(財産の種類)

第6条 財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は前条によるものをもって構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は理事長が管理する。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画書及び収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第12条 第7条第3項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評 議 員

(評議員)

第14条 この法人には、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2. 評議員は、役員又は評議員と親族その他特別の関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 評議員が第14条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第17条 評議員は無報酬とする。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評 議 員 会

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、出席評議員の中から選定する。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項
3. 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
この場合においては、その手続を第21条第1項の理事会において定めるものとし、第22

条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議長は、前項の議事録に記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員及び職員

(役員)

第26条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
 3. 理事長以外の理事のうちから、専務理事を1名選定することができる。
 4. 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、前項の専務理事をもって同法同条同項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 役員は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事の選任に当たっては、理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 監事には、この法人の理事及びその親族その他特別の関係にある者又は職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成して、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務を決議し、執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
3. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。
4. 専務理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員が第26条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第33条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2. この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、職員1名を置くことができる。

2. 職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第35条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可等の書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 理事及び監事の名簿、就任承諾書並びに履歴書
- (5) 過去10年度の定款に定める決議機関の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 現年度及び過去10年度の収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 過去10年度の各年度末の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (9) 現年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) 過去5年度の監事が監査に関して作成した書類
- (11) 官公署からの示達文書

第7章 理 事 会

(理事会の設置)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第37条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供の決定
- (4) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、他の理事から会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたるとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。

2. 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。
3. 前二項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
4. 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
5. 前項の規定は、第28条第5項に規定する報告については適用しない。

(議 事 録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第3項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第42条 この法人には、第4条第1号に掲げる助成の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

2. 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。
3. 前項の委員は、この法人の理事及び評議員以外の学識経験者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
4. 選考委員には第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「選考委員」と読み替える。また第31条において「評議員会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条（目的）及び第4条（事業）並びに第15条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(解 散)

第44条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公 告)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第11章 補 則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長及び専務理事は、次のとおりとする。

理事長 西井 公男
専務理事 西井 裕昭

4. 第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 安部 秀法
評議員 川本 道雄
評議員 中川 幹敏
評議員 三村 繁雄
評議員 宮崎 真
評議員 山口 浩己
評議員 吉貴 隆人

別表

基本財産
(第5条関係)

財産種別	金額等
定期預金	金20,000,000円 株式会社広島銀行 皆実町支店
定期預金	金30,000,000円 株式会社広島銀行 皆実町支店

*ここから下は県などに提出する際に必要なもの（ホームページや助成金関係には不要）

本証は、一般財団法人広島伝承技術振興センターの定款に相違ありません。

平成 年 月 日

広島県安芸郡海田町南明神町1番17号
一般財団法人広島伝承技術振興センター
代表理事 西井 裕 昭

改定履歴

- ・平成27年2月2日一部改定

第3章 第7条 財産の管理：財産の管理方法の変更。理事会の決議不要。

- ・平成30年6月25日一部改定

定款第26条（2）監事2名以内